

令和4年度 第1回三郷市個人情報保護審議会 会議録

| | |
|--|---|
| 開催日時 | 令和4年7月19日（火）10：00～10：30 |
| 開催場所 | 市役所本庁舎7階大会議室 |
| 委員の出席状況 | |
| 篠田 直人 | 会 長 欠席 |
| 田原 真理 | 副会長 出席 |
| 竹内 嘉洋 | 委 員 出席 |
| 梶野 陽久 | 委 員 出席 |
| 荒井 英理子 | 委 員 出席 |
| 石井 浩樹 | 委 員 出席 |
| 佐々木 康子 | 委 員 出席 |
| 山口 陽介 | 委 員 出席 |
| 事務局 | 松岡参事 善生課長補佐 工藤係長 内田主任 情報政策課 上野課長補佐 |
| 案件提出課 | 危機管理防災課 木賀係長 保科主任 市有財産管理課 野村課長補佐 クリーンライフ課 吉田主事 健康推進課 渡邊係長 介護保険課 中村課長 伊藤係長 子ども支援課 岡安主幹 まちづくり事業課 井戸田係長 金澤主任 |
| <p>1 開会 事務局松岡参事から開会宣言 10：00開会</p> <p>2 会長あいさつ（会長欠席のため、田原副会長が代理）</p> <p>3 会議録署名</p> <p>4 審議</p> <p>（1）諮問事項</p> <p style="padding-left: 2em;">諮問第1号～諮問第12号について</p> <p>5 事務局連絡事項</p> <p>（1）令和3年度外部委託先立入調査実施状況の報告について</p> <p>（2）改正個人情報保護法の施行に伴う個人情報保護制度の見直しについて</p> <p>（3）個人情報漏えいの対応について</p> <p>（4）令和4年度第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について</p> <p>6 閉会</p> | |

4 審議

(1) 諮問事項 諮問第1号から諮問第12号まで事務局から概要説明 質疑

田原副会長 諮問第2号、第3号について、外部委託記録票の委託先に引き渡す個人情報の項目に「親族等の関係」とありますが、委託業者にこの個人情報を引き渡す理由についてご説明いただけますでしょうか。

保科主任 借地契約締結前に、市職員が地権者から土地の利用状況や今後の意向を伺う場合があります、その際に地権者自らが、親族等の状況について市職員に話すことが想定されます。また、賃料収入が発生することから、地権者から税金に関する相談を受けることがあると思われるため、その際にも親族等の状況について伺うことが想定されます。委託業者に引き渡す理由としては、このような親族等の状況に関する内容も含め、契約締結までの地権者との交渉に関する経緯を、委託業者と共有する必要があるためです。

田原副会長 諮問第10号について、外部委託記録票の委託の条件に「支援対象者が支援を要しなくなり次第、情報の破棄」とありますが、どのような方法で破棄を行うのでしょうか。

岡安主幹 委託業者には、支援対象者が提出した申請書の写しを引き渡しております。破棄を行う際は、申請書の写しを委託業者から回収し、通常の個人情報が含まれる書類の破棄と同様の方法で破棄を行います。

荒井委員 諮問第9号、第10号について、支援対象児童等の対象年齢を教えてくださいいただけますでしょうか。また、申請書は親若しくはその他の子を養育する者が記入することになるのでしょうか。

岡安主幹 支援対象児童等が児童である場合は、0歳から18歳未満までとなります。なお、支援対象児童等には児童だけではなく、精神疾患のある妊婦や未成年の妊婦等、子の養育について支援が必要な者も含まれます。また、申請書については保護者が申請者となるため、保護者が記入することとなり、世帯に属する子全員の氏名の記入が必要となります。

荒井委員 支援が複数年度に渡る場合、申請は毎年度必要となるのでしょうか。それとも一度申請すれば、支援が終了するまで有効となるのでしょうか。

岡安主幹 申請は毎年度必要なため、翌年度も引き続き支援が必要であれば、更新のため再度申請書を提出していただきます。

新井委員 申請書のデータについては、毎年度、年度終了時に廃棄をするのでしょうか。

岡安主幹 その予定です。

佐々木委員 諮問第10号について、委託先に引き渡す個人情報が多岐にわたっているようですが、委託先はどのような業者なのでしょうか。

岡安主幹 県内各地で子どもの見守り活動、学習支援を行っている実績のある業者に委託をいたします。委託業務の内容としては、家庭訪問を通じ、様々な聞き取りをしながら虐待の防止に努めるものとなります。

田原副会長 質問はありませんか。他に質問がないようですので、諮問案件については承認することで異議はありませんか。

一同 異議なし。

田原副会長 それでは異議なしと認め、承認します。

5 事務局連絡事項

(1) 令和3年度外部委託先立入調査実施状況の報告について
事務局説明

(2) 改正個人情報保護法の施行に伴う個人情報保護制度の見直しについて
事務局説明

(3) 個人情報漏えいの対応について

ふくし総合支援課、障がい福祉課、健康推進課、介護保険課から報告

事務局 ご意見、ご質問等はありませんか。

荒井委員 障がい福祉課は、前回の審議会でもこのような報告があったかと思えます。今回も同じような内容であり、今後も同様の事態を繰り返すことがないような対応をとっていただきたいと思えます。

島村参事 今後はダブルチェックの体制をより強化するため、文書を封入する職員とは別に、チェック担当者を毎日決めることとしました。封緘作業に集中できる環境を整えるため、毎日決められた時間に、自席以外の片付けられたデスクや別室等を使用し、文書を封入した職員とチェック担当者の2名で作業を行います。また、送付文書とは別の文書の混入を防ぐため、封緘した郵便物は自席に持ち帰ることを禁止し、封緘後すぐに郵便物用のボックスに入れることを徹底します。

事務局 個人情報漏洩は地方公務員法上の守秘義務に反するだけでなく、市民の市政に対する信用を失うことにもなります。今後もこうした案件が発生しないよう、指導・助言をまいります。

(4) 令和4年度第2回三郷市個人情報保護審議会の日程について

事務局 次回の令和4年度第2回三郷市個人情報保護審議会の日程についてですが、10月17日(月)午前10時から開催したいと考えておりますがご都合はいかがでしょうか。

一同 特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。それでは次回は10月17日(月)午前10時からということでもよろしくお願いたします。

田原副会長 皆様お疲れさまでした。これで令和4年度第1回三郷市個人情報保護審議会を閉会いたします。

| | | |
|-----|------|--|
| 署名欄 | 会長 | |
| | 署名委員 | |
| | 署名委員 | |